

携帯電話、IP電話等からの110番通報における位置情報通知システムの運用について

1 位置情報通知システムの概要

- (1) 運用開始時期
平成19年4月1日から、携帯電話、IP電話及び直収電話からの110番通報において、通報者の音声通話と同時に通報者の位置情報が通知されるシステムを運用しています。
- (2) 通知される位置情報
携帯電話の場合
電波到達基地局の住所地等から算出される位置情報ですが、GPS測位対応機種については、GPS測位が可能な状態であれば、より精度の高いGPS測位情報が通知されます。
IP電話及び直収電話の場合
契約者情報（住所及び氏名）が、位置情報として通知されます。
- (3) 運用地域
現在運用中の地域
国内ほぼ全域で運用されています。（東京都の島しょ部の一部を除く。）

2 留意事項

- (1) 共通事項
「184」を付加して110番通報を行うと、発信番号非通知と同様に位置情報についても非通知となります。ただし、この場合でも、緊急に位置情報が必要であると判断したとき（人の生命、身体、自由又は財産の保護を目的とし、危険が切迫していると認められ、通報内容から直ちに位置情報を知ることができないとき）には、警察において位置情報を取得することがあります。
- (2) 携帯電話
対象は、いわゆる第三世代の携帯電話に限られます。
電波の受信状況により、位置情報を十分に確認できない場合もありますので、110番通報の際には、従来どおり110番受理警察官に対して、必ず口頭で住所地や目標物等を伝えるようお願いします。
- (3) IP電話
対象は、「0AB～J」番号の指定を受けたIP電話（固定電話と同様の電話番号を使用しているIP電話）に限られます。
「050」番号で始まるIP電話は、110番通報機能が備わっていないので対象外です（固定電話と同じ電話機を使用している場合には、固定電話網を使用して110番通報が可能です。）。

3 問い合わせ先

使用中の電話機の機能等についての問い合わせは、各事業者にお願いします。その他の問い合わせについては、警察庁地域課又は警視庁若しくは各道府県警察本部の通信指令室等にお願いします。ただし、110番は、緊急通報用電話番号ですので、問い合わせには使用しないで下さい。